

Loop A 使用規約

Loop A 運営協議会

阪神高速道路株式会社
一般財団法人阪神高速地域交流センター
ミナミまち育てネットワーク

(目的)

第1条 この規約は、大阪・ミナミ地区をはじめとする地域の活性化及び文化・芸術の振興に寄与し、もって関西が発展することを目指して、地域交流及び文化・芸術等の発見・創造・発信の拠点として開設された阪神高速ミナミ交流プラザ（以下「Loop A」という。）を、会議、展示、イベント、その他各種催し（以下「催事」という。）の会場として使用する場合の手続、その他必要な事項について定めるものです。

(適用範囲)

第2条 この規約は、Loop A の使用の申し込みを行う者（以下「申込者」という。）及び第4条第1項の承諾を得て使用する者（以下「使用者」という。）に対して適用します。

(使用申込)

第3条 申込者は、Loop A 運営協議会（以下「運営協議会」という。）に「Loop A 使用申込書」（別紙様式第1）を提出して申込を行ってください。

(使用諾否の判断)

第4条 前条による使用の申し込みに対する諾否については、次条に定める使用承諾基準への適否のほか、維持・管理・運営上の事由等を要素として、運営協議会が判断します。

2 前項において承諾する場合、運営協議会は、申込内容の一部を変更し、または条件を付すことがあります。

(使用承諾基準)

第5条 使用の内容・方法として、次の各号に掲げる要件を満たすことが使用承諾基準となります。

- 一 文化性、芸術性または地域交流の意義を有するもの、若しくは阪神高速道路のお客さまの利便に供するものであること
- 二 刺青、ヌード、視覚的刺激的強いもの等でないこと、その他公序良俗に反するものでないこと
- 三 特定の政治、宗教、思想等を、支援、助長、抑制、または非難するものでないこと
- 四 販売、宣伝、その他営利目的の行為、承諾のない勧誘行為または寄付の募集その他これらに類する行為を行わないこと
- 五 燃えやすいもの、爆発の恐れのあるもの、悪臭や騒音等を発するもの、その他危険物を使用し、または持ち込まないこと

六 暴力団その他反社会的勢力のご利用ではないこと

七 この規約の定め反しないこと、その他 Loop A における使用内容としてふさわしいものであること

(展示物等の管理)

第6条 展示物その他使用者が持ち込んだ物品等(以下「搬入物」という。)の管理は、使用者の責任とし、運営協議会及び館内スタッフは管理について一切の責任を負わないものとし、ます。

2 搬入物に関して、盗難、遺失、損傷等の事故があったときには、使用者は運営協議会及び館内スタッフとの間で連絡をとり、使用者の責任により事後対応を行ってください。

(原状回復)

第7条 使用者は、使用期間満了までに搬入物を撤収し、原状に回復してください。

(報告)

第8条 使用者は、催事終了後すみやかに報告書(別紙様式第2)を運営協議会に提出してください。

(催事記録の使用)

第9条 運営協議会は、第3条の申込書及び前条の報告書の内容並びに催事の写真、映像の記録等を、WEBサイト・メールマガジン・印刷物その他広報媒体に掲載することがあります。

(注意事項)

第10条 事前調査、設営、撤収等の作業のためのLoop Aの立ち入り中及び展示期間中においては、Loop Aの施設及び第三者に損害(知的財産権の侵害を含む。)等の影響を与えないよう十分に注意してください。特に、来館のお客さまの利用の妨げとなったり、周辺地域に迷惑・不快感を与えることのないように、注意してください。

2 前項の規定において、Loop Aの施設及び第三者に損害を与え、または苦情が寄せられた場合には、運営協議会及び館内スタッフに報告の上、使用者の責任により処理してください。また、損害及び苦情の未然防止またはこれらが発生した場合の事後対応のため、運営協議会または館内スタッフから催事の中止・中断その他催事の実施に関する指示が出た場合は、その指示に従ってください。

3 搬入物、展示物、携行品の盗難・毀損等による損害は、ご使用者側の負担となりますので、ご了承ください。

4 開館時間外の開錠及び施錠は、運営協議会及び館内スタッフが行います。

5 前4項に定めるもののほか、この規約と併せて提示する別添注意事項を遵守してください。

Loop A 使用等に関する注意事項について

■連絡窓口について

- ・ Loop A 運営協議会の連絡窓口は、運営協議会内の企画管理局である次の者とします。
株式会社 tobira 企画（ミナミまち育てネットワーク会員）
E-MAIL : loop_a@tobirakikaku.com
- ・ 使用希望者は、企画管理局にEメールにて使用希望の旨連絡してください。折り返し、使用規約・申込書様式（Word 形式）等の関係資料をEメールにて送付します。以後、申込その他必要な連絡は、企画管理局との間で行ってください。

■展示・イベント等について

- ・ 展示は、原則として所定の展示スペースの範囲内としてください。所定の範囲外で展示を行う必要がある場合は、図面等に必要範囲を事前に示し、承諾を得てください。
- ・ ガラス面への接着による展示・装飾等は、原則禁止します。必要な場合は、デザイン案及び装飾方法を事前に示し、承諾を得てください。
- ・ ピン等の壁打ちは、禁止します。持ち込みのワイヤー吊り下げによる壁面展示・デスク上展示・自立展示としてください。
- ・ お客さまによる撮影・模写・録音等の記録行為については、原則として制約していません。制約を設ける場合は、使用者側によってその旨を掲示等してください。
- ・ イベント時のお客さまに印刷物・景品等を配布する等の場合は、事前にお知らせください。運営協議会加盟各者の印刷物等を併せて配布するよう協力をお願いする場合があります。
- ・ 搬入作業は、開催日前日または当日の指定時間内に行ってください。
搬出作業は、使用終了時間までに全ての撤去を行ってください。その際、床面・壁面修復及び簡易清掃をお願いします。
- ・ 館内での飲酒はご遠慮ください。
- ・ ギャラリー展示と並行して、会議・イベント等他の企画を開催することがあります。この場合、展示物等を一時移動する場合があります。作業は館内スタッフが行います。

■映像について

- ・ 持ち込み映像（DVD）の投影は可能です。必ずDVDデッキで読み込める状態で持参してください。また、パソコン等からの映像の投影も可能です。（D-SUB 15ピンに対応）
- ・ 映像停止（終了）時は、館内スタッフが気付き次第再生しますが、可能な場合、ループ機能付きのデータで持参してください。
- ・ 他の企画開催時、一時的に映像を差し替える場合があります。作業は館内スタッフが行います。
- ・ 搬出時、DVD、パソコン等を忘れずにお持ち帰りください。

■音楽について

- ・ 持ち込み音楽（CD等）の再生は可能です。必ず一般オーディオで読み込める状態で持参してください。
- ・ 他の企画開催時、一時的に音楽を差し替える場合があります。作業は館内スタッフが行います。
- ・ 搬出時、CD等を忘れずにお持ち帰りください。

(別紙様式第1)

年 月 日

Loop A 運営協議会 殿

住所 [所 在]

氏名 [団 体 名]

[役 職] [氏 名]

Loop A 使用申込書

標記について、阪神高速ミナミ交流プラザ（Loop A）使用規約を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

1. 催事名称

2. 主催者

3. 催事種別 会議 ギャラリー展示 イベント その他 ()

4. 企画趣旨

5. 催事概要

6. 使用期間（設営作業開始から催事期間を経て撤収作業終了までの一連の期間）

年 月 日 時 分 から

年 月 日 時 分 まで

7. 催事期間（催事を一般公開する期間）

年 月 日 時 分 から

年 月 日 時 分 まで

8. 担当者 [部 署 名] [役 職] [氏 名]

[電 話 番 号] [F A X 番 号]

[Eメールアドレス]

